

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 2 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで
④ 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった時に元義父が行い、申立期間の国民年金保険料については、元義母が地区の納税組合を通じて同居家族全員の分を納付していたと記憶している。

私以外の家族 3 人分の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料だけが未納となっているのは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付については、元義母が地区の納税組合を通じて同居家族全員（申立人、申立人の元義父、元義母及び元夫）の分を納付していたと記憶しているとしているところ、A 町（現在は、B 町）では、申立期間当時、申立人及び同居家族 3 人が居住していた地区には納税組合が存在したとしており、申立人の記憶と一致する。

また、A 町が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人以外の同居家族 3 人は、いずれも申立人の申立期間及びその前後の期間に係る国民年金保険料を定期的に納付していることが確認できることから、申立期間③の前後の期間においては、申立人と同居家族 3 人の納付日が同一であることが確認できることから、申立人についても、申立期間③の国民年金保険料を一緒に納付していたとしても不自然ではない。

さらに、当該被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間④直後の昭和 62 年度の国民年金保険料を 63 年度に過年度納付していることが確認できるところ、この時点で、申立期間④についても納付することが可能であったにもかかわらず、申立期間④が未納と記録されていることは、申立期間④以降、申立人は、第 3 号被保険者期間及び申請免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、不自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、元義父が昭和 56 年*月の 20 歳到達時に申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、57 年 10 月 29 日に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料となることから、納税組合において当該国民年金保険料を納付することはできない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、国民年金手帳記号番号が払い出された前述の昭和 57 年 10 月時点で、現年度納付が可能な未納期間があったことから、申立期間に係る同居家族 3 人の国民年金保険料と同一日に納付された申立人の国民年金保険料は、当該未納期間の保険料として収納されていることが確認でき、ほかに申立人の申立期間②の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする元義母は既に死亡していることから、当時の納付状況は不明である上、申立人が、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年6月28日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年6月28日とし、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年6月28日から同年9月5日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を同年6月28日、資格喪失日に係る記録を同年9月5日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月5日まで

私は、申立期間には、A社B事業所の労務課労務係として、C施設の監視員の仕事に従事していた。

一緒に勤務していた同僚には、厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私の被保険者記録が無いのはおかしいと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B事業所の労務課労務係としてC施設の監視員の仕事に従事していた。」と述べているが、各種文献によれば、申立期間当時、使役企業から当該施設に対し監視員等の労務提供が行われていたことが確認できることから、C施設の使役企業であったA社B事業所においても、従業員を監視員等の要員として勤務させていたものと推認できるところ、申立人及び

同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、A社B事業所の従業員として、C施設に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が自らと同様にC施設の監視員として一緒に勤務していたと述べている同僚について、ほぼ全員に、A社B事業所の厚生年金保険被保険者としての記録が存在することから、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年6月28日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事していた同僚のA社B事業所における社会保険事務所（当時）の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B事業所の継承事業所であるD社の事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月1日から20年6月28日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和20年6月28日から同年9月5日までの期間については、E県発行の証明書によれば、申立人は、同年6月28日に陸軍に臨時召集され、同年9月5日に召集解除とされていることが確認できるところ、申立人と同様にC施設の監視員として勤務し、19年9月16日に召集され、同年10月5日に召集解除とされている同僚は、当該召集期間において、A社B事業所の厚生年金保険被保険者としての記録が存在している。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した厚生年金保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和20年6月28日から同年9月5日までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者であったとすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事し

ていた同僚のA社B事業所における社会保険事務所の記録から、50 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社の事業主は、申立人が昭和37年7月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和29年12月ごろから32年12月ごろまで
② 昭和34年11月ごろから35年9月ごろまで
③ 昭和37年7月10日から同年10月1日まで

申立期間①には、B社に勤務し、住み込みで運転手の仕事に従事していた。申立期間②には、C社に勤務していた。申立期間③には、D社に勤務し、紙の原料になるチップを運んでいた。

いずれの事業所においても勤務していたことは事実なので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人が勤務していたとするD社の関連会社であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人と同姓同名で生年月日が1年異なり、基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、i) A社の元事務員が、「申立人は珍しい氏名でありほかに同姓同名の者はいなかった。」と述べていること、ii) 申立人がD社と一緒に入社したと記憶する同僚の資格取得日は、A社の当該未統合の被保険者記録と同一日になっている上、D社に勤務していた別の同僚もA社で厚生年金保険被保険者となっていることから、当該未統合の被保険者記録は、申立人のものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、B社の同僚の記憶から、申立人は、当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社は、昭和33年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時、適用事業所となっていないことが確認できる上、同社において申立人を記憶している同僚は、同社が適用事業所となった同年2月1日に被保険者資格を取得している。

また、B社は、昭和33年11月1日に適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用について確認することができず、複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、C社の同僚の記憶から、申立人は、当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、昭和36年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時、適用事業所となっていないことが確認できる上、同社において申立人を記憶している同僚は、同社が適用事業所となった同年8月1日に被保険者資格を取得している。

また、C社の事業主及び複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成元年 12 月 1 日から 2 年 1 月 1 日まで
③ 平成 2 年 8 月 1 日から 3 年 8 月 1 日まで
④ 平成 12 年 4 月 8 日から同年 5 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 55 年 4 月の給料支払明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、同年 4 月について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②及び③については、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料額が、B 社発行の給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額より少ないので、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間④については、平成 12 年 4 月の給与支払明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、同年 4 月について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する A 社発行の給料支払明細書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和55年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③については、申立人が所持するB社発行の給与支払明細書によれば、厚生年金保険料控除額として記載された金額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づいた保険料額より高額となっていることが確認できるものの、この理由について、同社の事務担当者は、「当時は、厚生年金基金の普通掛金は労使折半だった。厚生年金保険料控除額に当該厚生年金基金の普通掛金を加えた金額を、『厚生年金』欄に表示していたためである。」と述べている。事実、当該給与支払明細書において厚生年金保険料控除額として記載された金額から厚生年金基金の普通掛金を差し引いた金額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づいた保険料額と一致することが確認でき、その標準報酬月額は、同社が加入するC厚生年金基金の記録とも一致する。

なお、B社の厚生年金保険料控除方法は翌月控除であるが、申立人の入社月となる申立期間②の給与支払明細書には、厚生年金保険料の当月控除に係る記載があることについて、同社の事務担当者は、「誤って控除してしまったものと思われる。」と述べている。

このほか、申立期間②及び③において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④については、申立人が所持するB社発行の給与支払明細書によれば、平成12年4月に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、前述のとおり、同社では、厚生年金保険料の控除方法について翌月控除としていることから、同年4月に支給された給与から控除された厚生年金保険料は、同年3月の分と考えられる。

また、仮に、退職月である平成 12 年 4 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除された場合においても、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、厚生年金保険被保険者期間は月を単位とし、被保険者資格を取得した月から喪失した月の前月までとする旨規定されているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人は、同年 4 月 7 日に B 社を退職していることが確認できることから、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年10月1日から3年6月1日までの期間及び同年10月1日から4年10月21日までの期間の標準報酬月額は、事業主が、当初、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、元年10月から2年7月までの期間は44万円、同年8月から3年5月までの期間及び同年10月から4年9月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年2月1日から同年10月1日まで
② 昭和63年4月1日から同年7月1日まで
③ 平成元年10月1日から3年6月1日まで
④ 平成3年6月1日から4年10月21日まで

申立期間①、②及び③にはA社に、申立期間④にはB社に勤務していたが、給与明細書に記載されている給与支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額に差異があるので、実際の給与総支給額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、オンライン記録によれば、申立人の申立期間③の標準報酬月額は、当初、平成元年10月から2年7月までの期間は44万円、同年8月から3年5月までの期間は53万円と記録されており、当該標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書（平成元年12月を除く。）に記載されている厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額とも一致するところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年1月21日）の後の8年6月27日付けで、元年10月1日に遡^{そぎゅう}及して41万円に減額訂正されていることが確認できる。

申立期間④については、オンライン記録によれば、申立人の申立期間④のうち、平成3年10月から4年9月までの期間の標準報酬月額は、当初、53

万円と記録されており、当該標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額とも一致するところ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年6月21日）の後の8年6月28日付けで、3年10月1日に遡^{そきゅう}及して44万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社とB社は、オンライン記録によれば、事業主及び所在地が同一であったことが確認できるところ、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成4年10月24日に取締役を退任している上、同社の元代表取締役及び元取締役は、「申立人は、経理及び社会保険事務に関与する立場ではなかった。」と述べていることから、申立人は、前述の減額訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、前述の訂正処理を行う合理的な理由は無く、平成元年10月から3年5月までの期間及び同年10月から4年9月までの期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た、元年10月から2年7月までの期間は44万円に、同年8月から3年5月までの期間及び同年10月から4年9月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

なお、申立人が所持する給与明細書によれば、申立期間③のうち、平成元年10月から2年7月までの期間の給与総支給額に見合う標準報酬月額は、前述の減額訂正前の標準報酬月額に比べ高額となっているものの、厚生年金保険料については、前述の減額訂正前の標準報酬月額に基づいた保険料額が控除されていることが確認できることから、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、前述の減額訂正前の標準報酬月額であったと判断できる。

一方、申立期間①及び②については、申立人が所持する当該期間の給与明細書（昭和62年2月、同年3月及び63年4月を除く。）によれば、給与総支給額はオンライン記録上の標準報酬月額に比べ高額となっているものの、厚生年金保険料については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づいた保険料額が控除されていることが確認できる。

申立期間④のうち、平成3年6月から同年9月までの期間については、申立人が所持する給与明細書によれば、オンライン記録上の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間①、②及び④のうち平成3年6月から同年9月までの期間については、特段、訂正された形跡は認められない上、このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年1月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から4年1月16日まで

申立期間には、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。雇用保険の加入記録では、同社の離職日は、平成4年1月15日となっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年8月31日。以下「全喪日」という。）以降の平成4年1月17日に、同年1月16日と届け出られたところ、同年1月24日に、当該記録及び申立人に係る3年10月の標準報酬月額の定時決定がさかのぼって取り消され、申立人の資格喪失日は、同社の全喪日である同年8月31日とされたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によれば、同社は、申立期間においても法人格を有し、適用事業所としての要件を満たしていたものと判断できることから、社会保険事務所（当時）において、同社が適用事業所でなくなったとする処理及び申立人の被保険者資格を喪失させる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年8月31日に被保

険者資格を喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た4年1月16日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における訂正前の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（48万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を48万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、それが年金記録に反映されていない。当時の給与支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、前述の給与支給明細書及び賃金台帳により確認できる申立人の賞与額から、48万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないとしていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月1日から同年11月24日まで

私は、昭和51年10月1日にA社に入社したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年11月24日となっている。

当時の給与明細書及び退職金支給明細書を所持しているため、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社発行の給与明細書及び退職金支給明細書並びにB社から提出された回答書により、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険被保険者記録における資格取得日が雇用保険の加入記録における資格取得日と同日の昭和51年11月24日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 24 日から 52 年 8 月 1 日まで

申立期間には、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、所持している給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額が、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額より高額となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する A 社発行の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 2 月 18 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間のうち、18 年 6 月 15 日に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 15 日
② 平成 18 年 6 月 15 日

平成 15 年 4 月から総報酬制の導入に伴い、賞与からも厚生年金保険料を徴収されることとなり、A 社では、賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出するのを忘れていたとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賃金台帳から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成 22 年 2 月 18 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん（以下「平成 22 年 2 月 18 日付けあっせん」という。）が行われている。

しかしながら、申立期間のうち、申立期間②については、申立人は事業主から提出された賃金台帳から平成 18 年 6 月 15 日に賞与が支給され、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録から申立人は 18 年 6 月 17 日に当該事業所における厚生

年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成 22 年 2 月 18 日付けあっせんは、18 年 6 月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成 18 年 6 月 15 日であることから、当該賞与の支給に係る記録の訂正についての平成 22 年 2 月 18 日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月7日から24年4月18日まで

私は、昭和20年4月にA社に入社して以来、46年4月の閉鎖まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和20年4月2日に被保険者資格を取得し、同年9月7日に喪失後、24年4月18日に再度資格を取得していることが確認できるところ、i) 複数の同僚及びB工業学校（現在は、B工業高等学校）の複数の同級生は、申立人は、20年4月から同年9月ごろまでの期間については、同校の夜間部に通学しながら昼間は同社に勤務していたものの、その後、一度退社して同校の昼間部に編入したことを記憶していること、ii) 同校が保管する資料によれば、申立人が在籍していた同校のC科は、同年9月に夜間部が廃止され昼間部のみとなったことが確認できること、iii) 複数の同級生は、「昼間部に在籍しながら、A社で勤務することは難しく、そのような者がいたという話は聞いたことが無い。」と述べていること、iv) 同校の卒業台帳により24年3月8日に申立人と一緒に卒業したことが確認できる同級生が、申立人と同様、同年4月18日に同社において被保険者資格を取得していることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していなかったものと考えられる。

また、A社の継承事業所であるD社の事業主に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月ごろから29年4月ごろまで

私は、学校を卒業してから3、4か月後に、A社B製造所に就職し、同社同製造所の検査課の業務に従事していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調べてほしい。

なお、正社員だったのか、臨時工だったのかは記憶していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の業務内容等に係る申立人の記憶は具体的であり、A社B製造所の業務内容とも一致することから、申立人が、同社同製造所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった上、同社B製造所に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できた複数の同僚に照会しても、いずれも申立人を記憶していない。

また、申立人は、年度途中の8月ごろに採用され、労働組合には加入していなかったと述べているところ、前述の複数の同僚は、中途採用者で労働組合に加入していない場合、ほとんどは正社員ではなく臨時工であり、臨時工は、厚生年金保険に加入させない取扱いだったと述べている。

さらに、申立人が、申立期間に同じ仕事をしていたとする同僚についても、申立期間の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月ごろから同年 10 月 26 日まで

私は、A 専門学校第 3 学年になるとすぐに、学校からの指示で、B 社 C 事業所で勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の業務内容について詳細に記憶し、業務内容についての同僚の記憶とも一致することから、申立人は、申立期間当時、B 社 C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社 C 事業所の継承事業所である D 社の事業主に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかつた上、オンライン記録により申立期間に B 社 C 事業所において被保険者資格を取得していることが確認できた複数の同僚に照会しても、いずれも申立人を記憶していない。

また、申立人と同様に昭和 19 年 9 月に高等専門学校を卒業し、同年 10 月に申立人と同期入社したと考えられる複数の同僚は、「申立期間には、高等専門学校第 3 学年に在学しながら、B 社 C 事業所に勤務していたが、当該期間は、正式に入社する前の見習期間又は実習期間のような期間であった。」と述べており、当該同僚についても、申立期間の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該同僚以外の複数の同僚についても、それぞれの被保険者資格の取得時期は、入社したとする時期の 2 か月から 2 年 5 か月後であることから、申立期間当時、B 社 C 事業所では、すべての従業員について、必ずしも入社と同時に被保険者資格を取得させる取扱いではなかつたものと考えられ

る。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していた。当時の給与明細書等の資料は無いが、勤務していたことは事実なので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同僚の記憶から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、正社員ではあったものの新規学卒ではなく、土木作業の経験も無かったので現場管理の補助的業務に従事していた旨述べているところ、複数の同僚は、「A社では、新規学卒で採用した者及び土木作業の経験のある者は、入社直後に厚生年金保険に加入しているが、土木作業の経験の無い者は、現場に数年勤務した後又は現場管理者になった後に加入していた。」と述べている。また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、新規学卒者又は土木作業経験者であると述べている8人は、すべて、入社時期と被保険者資格の取得時期が一致する一方、土木作業の経験が無いまま入社したと述べている5人は、すべて、入社の数年後に被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、A社の事業主に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、会社から健康保険証を受け取った記憶があると述べているところ、申立人は、申立期間において、B市の国民健康保険に加入していたことが確認できる上、前述の被保険者原票には、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 1 日から 55 年 1 月 21 日まで
申立期間には、叔父が経営していたA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。
勤務していたことは事実なので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び同僚の記憶から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元事業主である申立人の叔父は、「申立人については、厚生年金保険に加入させておらず、給与からも厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

また、申立人及び同僚は、「申立期間当時は、10人前後の従業員がいたと思う。」と述べているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に被保険者資格を取得している者は最大で5人であることが確認できる上、申立人が同じ職種だったと記憶する同僚には、被保険者記録が無いことから、同社では、必ずしもすべての従業員について被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 20 日から 8 年 10 月 21 日まで

私がA社に勤務していた申立期間について、「ねんきん定期便」に記載されている厚生年金保険料額と給与明細書に記載されている厚生年金保険料額が異なっているので、給与明細書に記載されている厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（給与総支給額）のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えている場合に記録を訂正することとなる。申立人から提出された給与明細書によれば、申立期間のうち、平成 7 年 5 月、同年 6 月、同年 9 月から 8 年 1 月までの期間、同年 3 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月及び同年 10 月については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（給与総支給額）のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、申立期間のうち、申立人が給与明細書を所持していない平成 7 年 7 月、同年 8 月、8 年 2 月、同年 7 月及び同年 9 月については、A社の継承事業所であるB社においても厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無く、

ほかに、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額を超える厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 4 月 1 日まで

私の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成 3 年 4 月 1 日となっているが、私は、元年 10 月から同社に勤務し、試用期間があったとしても、2 年 4 月 1 日から正社員として勤務していたはずなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚の記憶により、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A 社は、平成 3 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所となっていないことが確認できるところ、同社が適用事業所になる以前から勤務している同僚は、「会社は、平成 3 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入した。その際、社長から厚生年金保険料の控除についての説明を受けたと思う。」と述べている上、当該同僚から提出された申立期間に係る給料支払明細書には、厚生年金保険料の控除に係る記載が無いことが確認できる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 2 月 12 日まで
社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた昭和 29 年 7 月 1 日から 32 年 2 月 11 日までのうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答をもらった。
申立期間も継続してA社に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については、A社は既に解散しており、解散当時の代表取締役及び申立期間当時の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立期間の途中で書換えられているところ、書換前名簿では申立人が昭和 29 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し 31 年 4 月 1 日に喪失していることが確認でき、一方、B県が同年 11 月に検認した旨の押印がある書換後名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、これらの被保険者名簿に不自然な記載も確認できない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。